

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成19年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津雄

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町西御門の久能寺堰（以下「久能寺堰」という。）より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路
- (3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路
- (4) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- (5) 鳥取市の湖山池
- (6) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続するすべての用水路
- (7) 安井井手と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (8) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続するすべての用水路
- (9) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続するすべての用水路
- (10) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (11) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続するすべての用水路
- (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川
- (15) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
- (16) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (17) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (18) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路
- (19) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
- (20) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流
- (21) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
- (22) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (23) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (24) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続するすべての用水路